

茨木市大阪版認定農業者支援事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、農業の持つ多面的な機能を保全するために農作業の受委託・協業化を進める援農ボランティアなどの市民組織や集落営農組織などで、府知事から「大阪版認定農業者」の認定を受けたものが行う、新鮮で安全・安心な農産物の供給及び農作業のための機械及び施設の整備事業に対し、市が補助金を交付することにより持続的な生産活動を通じた農地の生産力の維持及び保全等を促進し、もって農業の持つ多面的な機能を発揮させることを目的とする。

(補助対象事業及び補助率)

第2 補助の対象となる事業及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の事業とは、大阪版認定農業者支援事業実施要領（平成20年8月1日施行大阪府要領）第2に規定する事業をいう。

(補助対象経費)

第3 補助の対象経費は、大阪版認定農業者支援事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 農業用機械購入費
- (2) 共同施設整備費
- (3) 直売所関連施設整備費

(補助金の交付申請)

第4 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書

(補助金の交付決定)

第5 市長は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(着手届)

第6 補助金の交付決定を受けたものは、事業の着手後速やかに、事業着手届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(変更の申請)

第7 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第4に準じて補助金交付変更承認申請書（様式第4号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第5に準じて決定の内容を変更し、補助金変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

(実績報告)

第8 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(補助金額の確定等)

第9 市長は、第8の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適當と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を出したものに通知する。

(補助金の交付請求)

第10 第9の補助金確定通知書を受けたものは、補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。ただし、市長が必要と認めるものについては、補助金の交付決定後に概算払の請求をすることができる。

(補助金の交付)

第11 市長は、第10の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適當と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第12 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。
(帳簿等の整備)

第13 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第14 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第15 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不適當と認めたとき。

(市長の指示)

第16 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年1月5日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市大阪版認定農業者支援事業補助要綱の規定は、平成24年4月1日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年7月31日から実施する。

別 表

| 区分 | 事業主体 | 事 業 内 容 | 採 技 基 準 | 補 助 額 |
|------------------|------------|--|---|--|
| 大阪府経営強化型農業者支援事業 | 大阪府認定農業者組合 | 安定的な農産物供給を担う主力となる国認定農業者及び国認定農業者と同程度の農業経営を目指す農業者が行う農業用機械、共同利用施設又は直売所関連施設の整備を支援する。 | <p>1 対象地域 今後相当長期にわたり営農を継続することが確実と見込まれる農地であること。ただし宅地化農地は除く。</p> <p>2 取組農家 機械・施設の利用者(受益農家)の内、3戸以上が大阪府認定経営強化型農業者であること。</p> <p>3 実施計画を府が承認 (1) 事業主体やその構成員が作成する「農業経営計画」から見て妥当性のある農業用機械、施設であること。 (2) 受益農家数、生産・処理量等から見て適正な規模の機械、施設であること。</p> <p>4 その他 府の補助対象になる事業であること。</p> | 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の2倍の額。ただし、その額が200万円を超える場合は200万円 |
| 大阪府地域貢献型農業者等支援事業 | 大阪府認定農業者組合 | <p>1 新鮮で安全な農産物を広く府民に供給する取組を促進するため、小規模でも直売所へ出荷するなど大阪の地産地消に貢献する農業者に対し、直売所関連施設等の整備を支援する。</p> <p>2 農業者の減少、高齢化による遊休農地の増大等に歯止めをかけ、農業の持つ多面的機能を保全するため、援農ボランティアなどの府民組織や大阪型集落営農組織、農協等による農作業の受委託や協業化を進めるために必要な機械・施設等の整備を支援する。</p> | <p>1 対象地域 今後相当長期にわたり営農を継続することが確実と見込まれる農地であること。ただし、宅地化農地は除く。</p> <p>2 取組農家 (1) 機械・施設の利用者(受益農家)の内、3戸以上かつおおむね3割以上が大阪府認定地域貢献型農業者であること。 (2) 大阪府認定地域営農組織が事業主体の場合は、組織構成員が3戸以上であること。 (3) 農業用機械をリースする場合は、受益農家(組織構成員)は3戸以上の大阪府認定地域貢献型農業者であること。</p> <p>3 その他 府の補助対象になる事業であること。</p> | 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の2倍の額。ただし、その額が670万円を超える場合は670万円 |

備考

- 1 農業用機械は、農作物の生産や選別又は圃場管理用のものに限る（リース用を含む。）。
- 2 共同利用施設は、集出荷場、農産加工施設、冷蔵庫等をいう。
- 3 直売所関連施設は、直売所等へ出荷するための加工品類の製造機器を含む。
- 4 事業主体は、本市に所在地を有する団体とする。